

4. 児童福祉

(1) 児童福祉の概要

昭和23年1月から施行された児童福祉法は、「すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」という理念と「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」ことを明確にし、児童福祉の積極的な増進を基本精神とした児童福祉の基礎が確立した。

その後、児童憲章の制定をはじめ、児童に関する手当法その他関連法令の制定、改正など児童の保護や健全な育成のための政策及びこれに伴う施策が行われているが、近年の少子化や核家族化など子どもと家庭を取り巻く社会環境が大きく変化し、非行、いじめ、児童虐待など様々な問題が生じている。

このような状況を踏まえ、平成9年6月児童福祉法が改正され、子育てしやすい環境の整備を図るとともに児童の健全育成と自立を支援するよう再構築された。平成28年6月の児童福祉法改正では、児童の福祉を保障するための原理が明確化されるとともに、市町村児童相談業務における支援が明確化された。令和元年6月の児童福祉法等の改正では、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の措置が講じられた。令和4年6月の児童福祉法等の改正では、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化するため、市町村による包括的な支援体制の強化、児童等の意見聴取等の仕組みの整備、社会的養育経験者等に対する自立支援の強化等が講じられた。

今後とも、各関係機関の連携のもと、児童が等しくその生活が保障され、心身ともに健やかに育つよう児童福祉の積極的な推進を図っていかなければならない。

(2) 児童福祉審議会等

児童福祉、青少年の保護育成等のため、附属機関として次の審議会等が設置され、それぞれの分野において活動がなされている。

(令和7年4月1日現在)

名 称	委員数	根 拠 法 令	所 管 事 項
児童福祉審議会 社会的養育部会 ひとり家庭親部会 保護育成部会 保育部会 児童虐待検証部会	18人	児童福祉法	児童、ひとり親家庭の福祉、青少年の健全育成、保育に関する事項の調査審議及び児童虐待による死亡事例の検証
高知県子どもの環境づくり推進委員会	15人	高知県子ども条例	高知県子どもの環境づくり推進計画に関する事項
高知県子ども・子育て支援会議	15人	子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援事業支援計画の策定等に関する事項
高知県青少年問題協議会	22人	地方青少年問題協議会法	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する事項

(3) 高知県子ども条例

子どもが犯罪に巻き込まれる事件や、青少年の非行問題、不登校、ひきこもり、虐待、自傷行為など、子どもを取り巻く厳しい環境を背景に、平成16年に「高知県子ども条例」を制定した。その後、急速な少子化や核家族化の進行をはじめとした社会や経済状況の変化による地域社会の活力と共同社会機能の低下を背景に、強い絆で結ばれた地域社会の再構築と、子どもが自尊感情と他者を思いやる心を育むことができる環境の構築を目指し、平成25年に「高知県子ども条例」へ改正、施行された。

県では、「高知県子どもの環境づくり推進計画」（第四期計画 平成30年3月策定）に基づく取組を進めるとともに、子ども条例の目的である「全ての子どもが心豊かに成長することができる社会の実現に資すること」を目指して取り組んできた。令和7年4月以降は、「高知県子ども計画」に一元化し、「高知県子ども計画」の重要な柱の一つとして位置づけ、これまでの取り組みを継承しつつ、より一層包括的かつ一体的な視点から施策に取り組んでいる。

(4) 子どもの貧困対策

子どもたちの貧困は、世代間の連鎖を通じて、子どもたちの将来への夢や希望を奪うことにもつながりかねない大きな問題である。

高知県においても、一定数の子どもたちが、生活の困窮という経済的な要因だけでなく、家庭の教育力、地域社会の見守り機能の低下などを背景に、学力の未定着や虐待、非行、いじめなどといった困難な状況に置かれている。

これまで県では、この課題に対し、令和2年3月に策定した「第2期高知家の子どもの貧困対策推進計画」に基づき、高知家の全ての子どもたちの現在から将来が、子どもたち自身の努力の及ばない不利な環境により閉ざされることのないよう、夢と希望を持って、安心して育つことのできる社会の実現のため、保健、医療、福祉、教育の各機関が密に連携し、出生前から就職に至るライフステージの各段階に応じた切れ目のない支援に取り組んできた。令和7年4月以降は、「高知県子ども計画」に一元化し、「高知県子ども計画」の重要な柱の一つとして位置づけ、引き続き子どもたちの健やかな成長と未来を支援する施策に取り組んでいる。

なお、高知家の子どもの貧困対策推進計画は令和7年4月に策定された「高知県子ども計画」に包含され、同計画の理念に基づく総合的な子ども施策の中で引き続き取り組みを進めている。

(5) 社会的養育推進計画

社会的養育の充実については、平成28年の児童福祉法改正において、子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記された。この改正を受けて、平成29年に国の「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、平成30年には、国から都道府県社会的養育推進計画の策定要領が示された。

県では、令和2年4月に「高知県社会的養育推進計画」（令和2～11年度）を策定した。令和7年3月には計画を全面的に見直し、令和7年度から11年度を計画期間とする新たな計画（「社会的養育推進計画（後期計画）」）を策定し、こどもたちが夢や希望を持って成長できる社会の実現のため、里親等委託の推進、施設の小規模化・地域分散化等の推進、こどもの権利擁護、社会的養護のこどもの

自立支援に取り組んでいる。

(6) 児童相談所

児童相談所は、児童に関するあらゆる相談に応じ、必要な調査や専門的な診断、判定、指導、児童福祉施設への措置及び一時保護等の業務を行うもので、本県では、中央児童相談所及び幡多児童相談所が設置されている。

令和5年度の相談受付件数は、1,738件で、前年度に比べ55件の減少となっている。

相談内容別で見ると、養護相談は、対前年度比で64件減少し、907件となっており、前年度と同様に養護相談の割合が最も高い。また、児童虐待認定対応件数は対前年度比で53件減少し、448件となっており、警察等からの通告件数の割合が多い。

なお、平成31年1月に、中央児童相談所を高知市若草町に新築移転し、一時保護所機能を拡充するなど相談支援体制の強化に取り組んでいる。令和2年度は、児童相談所の相談件数の増加に対応し、計画的・効果的な児童への支援を推進するため、職員を増員し、エリア別から業務別にチームを改編した。また、外部専門家による職員研修の実施や、弁護士、警察官OBに加え現職警察官の配置などの体制強化のほか、市町村の要保護児童対策地域協議会への積極的な支援を展開している。

○相談内容別受付件数

年度	内容	養護 相談	肢 体 不 自 由 相 談	言 語 視 聴 覚 相 談	重 症 心 身 相 談	知 的 障 害 相 談	ぐ 犯 触 法 相 談	性 格 行 動 相 談	適 性 相 談	し つ け 相 談	その他	計
昭和45年度		237	199	301	286	279	323	563	465	276	71	3,000
50		251	270	301	239	556	235	289	220	179	80	2,620
55		298	275	303	141	593	330	223	193	116	88	2,560
60		241	239	341	106	1,261	280	202	110	107	133	3,020
平成2年度		250	312	489	167	681	211	179	122	63	156	2,630
7		246	146	606	182	657	183	102	44	43	157	2,366
12		268	253	301	448	1,173	140	133	10	44	157	2,927
17		601	61	225	34	884	226	110	13	12	69	2,235
22		638	7	230	100	940	199	236	41	2	207	2,600
23		559	9	227	106	1,001	229	242	20	2	330	2,725
24		566	1	179	4	928	203	256	22	4	361	2,524
25		604	0	137	15	1,025	169	250	31	2	414	2,647
26		695	2	239	38	1,082	167	166	12	4	440	2,845
27		835	2	177	31	1,184	138	185	2	4	469	3,027
28		918	1	93	28	564	106	156	5	3	57	1,931
29		945	4	49	33	569	95	165	0	3	80	1,943
30		977	2	51	30	557	85	206	7	3	82	1,991
令和元年度		1,127	4	19	8	553	95	142	1	1	68	2,018
2		1,164	3	24	6	469	70	123	2	1	35	1,897
3		998	4	28	24	594	102	110	1	2	58	1,921
4		971	3	22	20	566	73	80	2	6	50	1,793
5		907	0	15	17	620	76	70	3	2	28	1,738

○経路別受付件数

年度	内容	児童委員から	福祉事務所から	警察関係から	保健所から	市町村関係から	児童福祉施設から	学校から	家族戚から	その他	計
		昭和45年度	7	111	140	956	90	257	525	851	63
50	4	179	104	257	79	358	245	1,355	39	2,620	
55	4	329	187	145	222	325	205	1,120	23	2,560	
60	7	818	141	128	191	547	161	1,000	27	3,020	
平成2年度	5	82	102	218	481	448	133	1,114	47	2,630	
7	1	293	87	211	356	333	92	985	8	2,366	
12	0	285	89	153	339	409	114	1,458	80	2,927	
年度	内容	児童委員から	市町村機関から	警察関係から	保健所から	県機関から	児童福祉施設から	学校から	家族戚から	その他	計
		17	1	515	168	16	475	305	146	470	140
22	5	439	147	126	610	163	164	629	317	2,600	
23	3	458	156	99	775	156	106	673	299	2,725	
24	0	467	125	75	805	125	99	594	234	2,524	
25	0	518	113	54	898	108	103	590	263	2,647	
26	0	528	134	46	925	78	148	641	345	2,845	
27	0	654	166	42	989	97	114	620	345	3,027	
28	4	585	181	52	23	66	107	522	391	1,931	
29	2	573	166	9	36	71	109	614	363	1,943	
30	0	563	266	13	17	55	95	579	403	1,991	
令和元年度	0	539	313	21	26	83	116	529	391	2,018	
2	1	477	418	19	24	73	117	374	394	1,897	
3	0	542	395	13	13	92	89	446	331	1,921	
4	0	520	380	7	11	91	51	374	359	1,793	
5	2	524	390	1	31	76	53	394	267	1,738	

※平成17年度から児童福祉法改正で市町村が虐待通告先に加わったため、平成17年度分から経路区分が変わっています。
また、平成25年度から虐待を受けた児童のきょうだいについても認定することとされています。

○電話相談内容別

年度	内容	養護相談	保健相談	障害相談	非行相談	健全育成相談	被害相談(いじめ)	その他	計
		平成12年度	40	29	6	28	358	12	88
13	22	24	3	23	395	6	241	714	
14	20	28	4	20	245	6	215	538	
15	19	24	4	22	280	17	121	487	
16	24	9	5	24	107	15	143	327	
17	31	4	4	15	136	8	110	308	
18	53	85	8	2	92	11	179	430	
19	33	14	10	18	104	6	166	351	
20	25	16	14	8	75	17	139	294	
21	23	14	6	6	72	24	91	236	
22	28	6	3	7	72	7	106	229	
23	28	24	3	7	93	6	64	225	
24	16	10	7	5	46	12	45	141	
25	34	12	7	8	33	6	79	179	
26	14	4	4	4	50	8	48	132	
27	18	0	4	2	34	7	29	94	
28	7	3	1	1	32	11	25	80	
29	6	1	2	0	31	4	36	80	
30	9	3	0	0	23	6	37	78	
令和元年度	5	6	1	1	28	5	13	59	
2	2	32	0	0	20	2	20	76	
3	17	8	0	0	29	2	28	84	
4	11	2	1	3	11	3	19	50	
5	11	8	3	7	10	2	30	71	

○虐待認定・対応ケースの経路別

内容 年度	家族	親戚	近隣 知人	児童 本人	福祉 事務所	児童 委員等	保健所	医療 機関	児童 福祉 施設等	警察等	学校等	その他	計
平成12年度	9	1	8		10	1	2	2	2	11	10	3	59
13	15		7	1	7	1	1	5			29	1	67
14	8		5	2	11	1	2	1	7	6	12	4	59
15	1		8		3	2	3	1	14	1	7	2	42
16	5		7		15		2		6	7	36	13	91
内容 年度	家族	親戚	近隣 知人	児童 本人	市町村	児童 委員等	保健所	医療 機関等	保育所等	警察等	学校等	その他	計
平成17年度	19	9	44	1	15	2		11	16	9	31	7	164
18	3	3	14		48	6	1	6	11	24	29	1	146
19	16	6	30		40		7	7	3	6	36	7	158
20	17	14	21		54		10	6	2	14	39	7	184
21	21	5	18	2	24		7	8	5	21	29	15	155
22	19	4	25	3	26		3	5	2	29	15	11	142
23	18	5	18	5	18			2	1	17	21	11	116
24	20	5	16	5	39			12		15	25	16	153
25	28	9	22	0	21	0	0	4	5	20	28	44	181
26	11	8	38	1	19	0	0	12	5	23	31	87	235
27	40	12	47	2	57	0	3	6	11	55	29	117	379
28	12	10	42	0	52	4	0	4	5	65	24	73	291
29	24	6	40	1	48	1	0	1	7	99	28	71	326
30	18	7	13	1	32	0	0	9	3	188	51	98	420
令和元年度	31	5	35	0	62	0	2	11	8	186	52	66	458
2	15	13	43	4	60	0	0	5	4	310	24	105	583
3	38	4	24	8	29	0	0	5	4	267	27	46	452
4	18	4	43	6	40	0	0	7	2	284	28	69	501
5	29	13	35	4	18	0	1	5	1	273	26	43	448

※平成17年度から児童福祉法改正で市町村が虐待通告先に加わったため、平成17年度分から経路区分が変わっています。

(7) 児童福祉施設等の現況

本県の児童福祉施設の状況は次のとおりである。

① 児童福祉施設一覧

(令和7年4月1日現在)

施設の種類		施設数			定員	備考
		公立	私立	計		
助産施設		3	2	5	30人	
乳児院		0	1	1	20人	
母子生活支援施設		0	2	2	42世帯	中核市含む
児童養護施設		0	8	8	318人	
児童心理治療施設		0	1	1	20人	通所定員15人
児童自立支援施設		1	0	1	40人	
児童家庭支援センター		0	6	6		
児童厚生施設	児童遊園	39	0	39		
	児童館・児童センター	29	0	29		休止1含む
計		72	20	92	—	

※保育所、障害児入所施設、児童発達支援センターは除く

(ア) 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合において、妊産婦を入所させ、助産を受けさせることを目的とする施設である。

(令和7年4月1日現在)

施設名称	経営主体	所在地	定員
独立行政法人国立病院機構 高知病院	独立行政法人 国立病院機構	高知市朝倉西町1-2-25	10人
県立あき総合病院	高知県	安芸市宝永町3-33	3人
高知県・高知市病院企業団立 高知医療センター	高知県・高知市 病院企業団	高知市池2125-1	10人
県立幡多けんみん病院	高知県	宿毛市山奈町芳奈3-1	5人
高知赤十字病院	日本赤十字社	高知市秦南町1丁目4番63-11号	2人
計5施設			30人

(イ) 乳児院

乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。

（令和7年4月1日現在）

施設の名称	経営主体	所在地	定員	入所人員
高知聖園ベビーホーム	(福) みその児童福祉会	高知市新本町1丁目7-30	20人	11人

(ウ) 母子生活支援施設

配偶者のない女子やこれに準ずる事情のある女子に、その監護すべき児童がある場合、また母が経済的、社会的に恵まれない状態にあつて保護すべき児童に悪影響を与えるおそれがある等の場合及び母子家庭またはこれに準ずる家庭で、児童の福祉に欠ける（母親が経済的、社会的に弱体であり、またその生活状態もよくない等のため児童の福祉に悪影響を与えること）ところがある場合において、保護者から申込みがあった時に、母子を入所させて保護を行う施設である。

（令和7年4月1日現在）

施設の名称	経営主体	所在市町村*	定員	入所世帯数
ちぐさ	(福) 高知県福祉事業財団	高知市	27世帯	20世帯
安芸和光寮	(福) 安芸二葉慈愛協会	安芸市	15世帯	7世帯
計 2 施設			42世帯	27世帯

※ 母子生活支援施設の所在地については、児童福祉法施行規則第23条第3項に基づき、入所者の安全確保のため入所希望者又は当該希望者の依頼を受けた者に直接情報提供している。

(エ) 児童養護施設

保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上保護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設である。

（令和7年4月1日現在）

施設の名称	経営主体	所在地	定員	入所人員
高知聖園天使園	(福) みその児童福祉会	高知市新本町1丁目7-30	47人	45人
博愛園	(福) 高知慈善協会	香美市土佐山田町神通寺375-1	50人	39人
愛仁園	〃	高知市布師田1711	30人	20人
若草園	(福) 栄光会	四万十市下田2211	36人	22人
子供の家	(福) 高知県福祉事業財団	高知市相生町2-8	70人	39人
愛童園	〃	香南市夜須町西山1319-1	25人	21人

施設の名称	経営主体	所在地	定員	入所人員
南海少年寮	(福)南 少	高知市仁井田 845-5	30人	15人
さくら園	(福)同 朋 会	高岡郡佐川町甲 1110-1	30人	20人
計 8 施設			318人	221人

(オ) 児童心理治療施設

家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活主導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。

(令和7年4月1日現在)

施設の名称	経営主体	所在地	定員	入所人員
さくらの森学園	(福)同 朋 会	高岡郡佐川町甲 1115-3	20人 通所 15人	17人 0人

(カ) 児童自立支援施設

不良行為をなし、またはなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。

内容は学校教育の教科目はもちろん、そのほか生活指導、職業指導を行い、すべての児童の不良性を除き、社会に適応できる教育と生活指導が中心であり、入所から社会復帰に至るまでの一貫指導に取り組んでいる。

なお、児童福祉法の一部改正に伴い、平成11年4月から南国市立北陵中学校希望が丘分校、平成12年4月から南国市立岡豊小学校希望が丘分校が併設され、通常の学校教育が実施されることになり、分校教員と施設職員が連携して指導を行っている。

(令和7年4月1日現在)

施設の名称	経営主体	所在地	定員	入所人員
希望が丘学園	高 知 県	南国市岡豊町小蓮 720	40人	11人

(キ) 児童遊園

児童福祉法による児童厚生施設としての児童遊園(330㎡以上)は、広場、砂場、その他の遊具を備え、児童厚生員の指導のもとに、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、社会性、創造性を高め、情操を豊かにするとともに、母親クラブ等の地域組織活動を育成助長する拠点としての機能を発揮している。

(令和7年4月1日現在)

設置経営主体	名 称	所 在 地	認可年月日	備 考
高 知 市	朝倉曙町児童遊園	高知市曙町1丁目5-32	S36.10.2	
	河ノ瀬児童遊園	高知市南河ノ瀬町150-6	S37.6.6	
	介良西部児童遊園	高知市介良丙795	S39.4.1	
	旭町3丁目児童遊園	高知市旭町3丁目字大開地56	S41.4.1	
	旭天神山児童遊園	高知市旭天神町字ヤナゼ73	S41.4.1	
	仁井田児童遊園	高知市仁井田新築	S41.4.1	
	長浜児童遊園	高知市長浜字原沖4294-1	S41.4.1	
	北浜田児童遊園	高知市潮新町1丁目8-7	S41.4.1	
	海老川児童遊園	高知市朝倉字火打岩已424-1	S42.4.1	
	北野児童遊園	高知市一宮西町3丁目22-9	S42.4.1	
	みその児童遊園	高知市三園町2-1	S42.4.1	
	江ノ上西児童遊園	高知市新屋敷1丁目12-12	S43.4.1	
	宮の端児童遊園	高知市宮前町字竹ノ下141	S43.4.1	
	東久万児童遊園	高知市一ツ橋町1丁目254	S43.4.1	
	松田町児童遊園	高知市朝倉己968-1	S43.4.1	
香 南 市	赤岡南町児童遊園	香南市赤岡町南町363、343-1	S49.4.1	
南 国 市	第1児童遊園	南国市元町3丁目364	S36.10.5	
	第3児童遊園	南国市廿枝1791-1	S38.4.1	
	前浜児童遊園	南国市前浜7	S43.4.1	
	第4児童遊園	南国市小籠一丁目667-10	S44.3.1	
	宇田児童遊園	南国市駅前町三丁目1528	S49.4.1	
	新川児童遊園	南国市大そね甲1512-1	S49.4.1	
	第2児童遊園	南国市東山町3丁目513-1	S50.4.1	
	第5児童遊園	南国市幸町2丁目1920-1	S51.4.1	
	東部児童遊園	南国市幸町3丁目471-1	S54.7.1	
	久枝児童遊園	南国市久枝丙2-1他	S62.6.1	
	立田児童遊園	南国市立田845-1	S62.12.1	
	衣笠児童遊園	南国市稲生3997	S62.12.1	
	小久保児童遊園	南国市稲生930-1	S62.12.1	
土 佐 市	井関児童遊園	土佐市高岡町甲1055-4	S39.2.29	

設置経営主体	名 称	所 在 地	認可年月日	備 考
宿 毛 市	貝礎児童遊園	宿毛市平田町戸内 2324-9	S50. 4. 1	
	手代岡児童遊園	宿毛市山奈町山田 741-1	S51. 4. 1	
奈半利町	六本松児童遊園	安芸郡奈半利町字オリ付甲 2306-1 外 4 筆	S47. 1. 28	
田 野 町	田野町立中央児童遊園	安芸郡田野町 2709	S45. 8. 1	
	田野町上ノ岡児童遊園	安芸郡田野町 4482-18	R2. 4. 1	
安 田 町	はまゆう児童遊園	安芸郡安田町唐浜	S49. 4. 1	
日 高 村	西田児童遊園	高岡郡日高村下分 1292	S49. 4. 1	
佐 川 町	佐川町児童遊園	高岡郡佐川町永野 1705-1	S40. 3. 1	
黒 潮 町	横浜児童遊園	幡多郡黒潮町佐賀横浜 3537	S50. 3. 5	

(ク) 児童館・児童センター

児童福祉法に基づく児童厚生施設である児童館・児童センターは、集会室、遊び室、図書館等を備え、児童厚生員の指導のもとに、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長等、児童の健全育成に関する総合的な機能を発揮している。また、児童センターは児童館の機能に加えて、運動を主とする遊びを通して体力増進を図ることを目的とした指導機能を有している。

(令和7年4月1日現在)

設置経営主体	名 称	所 在 地	認可年月日	備 考
高 知 市	一宮児童館	高知市一宮西町 3 丁目 22-16	S52. 10. 1	
	長浜児童館	高知市長浜 4300-6	S53. 10. 1	
	朝倉児童館	高知市朝倉戊 585-1	S54. 5. 1	
	介良児童館	高知市介良丙 329-6	S55. 10. 1	
	河ノ瀬児童館	高知市南河ノ瀬町 33	S57. 4. 1	
	小石木児童館	高知市小石木町 192-8	S57. 4. 1	
	南横児童館	高知市朝倉東町 29-5	S58. 4. 1	
	西山児童館	高知市神田 83	S59. 4. 1	
	小高坂児童館	高知市山ノ端町 32-4	S60. 4. 1	
室 戸 市	羽根児童館	室戸市羽根町乙 3021-18	S41. 6. 1	
安 芸 市	安芸市児童センター	安芸市千歳町 1-33	S54. 5. 1	
南 国 市	南児童館	南国市前浜 12-2	S48. 7. 1	
	西部児童館	南国市元町 3 丁目 4-2	S50. 5. 1	
土 佐 市	戸波児童センター	土佐市家俊 1899-1	S51. 6. 1	
須 崎 市	須崎市児童センター	須崎市栄町 8-32	S58. 7. 1	

設置経営主体	名 称	所 在 地	認可年月日	備 考
宿 毛 市	手代岡児童館	宿毛市山奈町山田 892-16	S55. 4. 1	
	貝礎児童館	宿毛市平田町黒川 4492-7	S56. 4. 1	
	正和児童館	宿毛市和田 825-3	S57. 7. 1	
四万十市	四万十市立児童館	四万十市右山元町 1 丁目 2-4	S62. 5. 14	
香 南 市	吉川児童館	香南市吉川町吉原 287-1	S57. 7. 1	
	赤岡市民館	香南市赤岡町 325-1	S56. 4. 1	旧赤岡児童館を 改築して機能継 続 (H21. 4. 1~)
土 佐 町	土佐町児童館	土佐郡土佐町土居 989-1	S62. 4. 1	
中土佐町	中土佐町児童館	高岡郡中土佐町久礼 5251-1	S52. 11. 1	
佐 川 町	さかわ児童館	高岡郡佐川町永野 1704	S61. 4. 1	
四万十町	十和児童館	高岡郡四万十町大井川 954-1	S55. 8. 1	
	興津児童館	高岡郡四万十町興津 2187-3	S57. 4. 1	
黒 潮 町	佐賀児童館	幡多郡黒潮町佐賀 2995-40	S54. 8. 1	
	大方児童館	幡多郡黒潮町入野 873-2	H5. 4. 1	

※以下の施設は児童館ではないが、児童館の機能を持つ施設。

日高町	下分ふれあいプラザ	高知県高岡郡日高村下分 1666-8		
-----	-----------	--------------------	--	--

② 里親

里親制度とは、保護者のいない児童等家庭での養育に欠ける児童に、その全人格を養護、育成するための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、児童の健全な育成を図る制度である。

(令和7年4月1日現在)

登録里親数	里子が委託されている 里親数	里親に委託されている 児童数	備 考
180 組	96 組	123 人	

(8) 児童手当の支給

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり国内に住所を有する児童を養育している方へ支給される。

令和6年度にこども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)に基づき、「所得制限の撤廃」、「高校生年代までの支給期間の延長」、「多子加算について第3子以降3万円(※)」とする抜本的拡充が行われ、令和6年10月分から実施された。また、支払月が年3回から隔月(偶数月)の年6回となった。

手当月額は3歳未満の児童は第1子及び第2子が15,000円、第3子以降は30,000円。3歳以上

高校生年代（18歳到達後の最初の年度末）までの児童は第1子及び第2子が10,000円、第3子以降は30,000円となっている。

※多子加算のカウント方法は、高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合にカウント対象となる。